## Ⅲ 固定資産評価審査委員会1 審査申出と決定の状況について

	区分	審査	申出	取	下	却	下	棄	却	認	容
年度		人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数
	土地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	家 屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	家 屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	家 屋	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	土地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	家 屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	家 屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
※ 人 粉積 1 仕事 人 粉	計	0	0	0	0	0	0	0	0	) 年7日1日	0

※人数計は実人数 (令和5年7月1日現在)

### IX その他 1 市税関係証明等について

年	度	Ŷ	an 2 年	<b></b> 支	Î	6和 3 年 B	<b></b>	ŕ	6和 4 年月	<del>官</del> 文
区分	J	件 数	構成比	前年比	件数	構成比	前年比	件 数	構成比	前年比
課	税	660	1.0	113.4	735	1.2	111.4	785	1.2	106.8
納	税	7, 305	7.9	143.9	4, 759	7.5	65.1	6,963	10.6	146.3
軽 自 納	税	8,811	13.6	96.0	8,641	13.7	98.1	7,930	12.1	91.8
所	得	10, 159	15.6	80.7	8,945	14. 2	88.1	9, 149	13.9	102.3
所 得 課	税	23, 892	36.7	90.2	27, 374	43.4	114.6	27, 028	41.2	98.7
法 人 所	在	286	0.4	76.3	275	0.4	96.2	269	0.4	97.8
資	産	68	0.1	63.6	56	0.1	82.4	50	0.1	89.3
所 有 評	価	2,035	3.1	41.1	2,375	3.8	116.7	2, 288	3.5	96.3
公租公	課	599	0.9	92.2	690	1.1	115.2	663	1.0	96. 1
資 産 無	し	401	0.6	84. 2	331	0.5	82.5	421	0.6	127. 2
その他市	税	2,632	4.0	98.0	182	0.3	6.9	175	0.3	96. 2
その他資	産	93	0.1	80.9	191	0.3	205.4	313	0.5	163.9
中古住	宅	120	0.2	96.0	135	0.2	112.5	203	0.3	150.4
閲	覧	3	0.0	0.0	8	0.0	0.0	1	0.0	12.5
写	し	7, 737	11.9	97.2	7,529	11.9	97.3	8, 249	12.6	109.6
完	納				726	1.1		936	1.4	128.9
記載事	項	221	0.3	130.0	184	0.3	83.3	169	0.3	91.8
合	計	65,022	100.0	90.9	63, 136	100.0	97. 1	65, 592	100.0	103.9

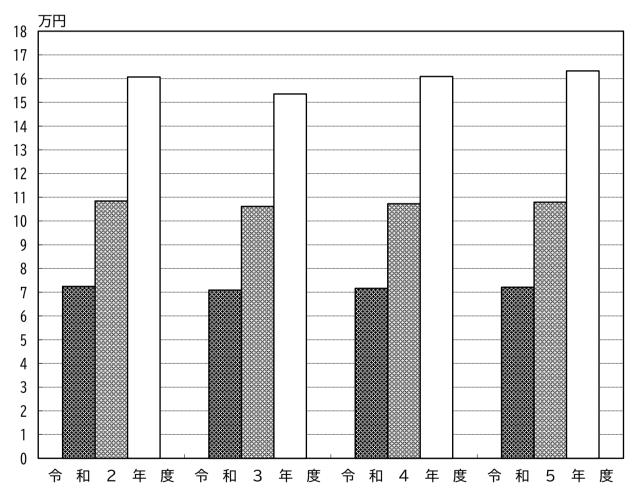
(令和5年7月1日現在)

#### 2 納税者一人当たり平均課税額(当初)について

	_	年度	令 乖		2 年	度	令 和		3 .	年	度	令 君	和 ∠	1 .	年	度	令 :	和	5	年	度
税目			税	額	前年	比	税	額	前	年	比	税	額	前	年.	比	税	額	Į	前 年	比
市	民	税	108,	円 425	99	% . 3		円 , 153		97.	% 9		円 , 265	•	101.	% 0	107	F 7 <b>,</b> 93	<del>9</del> 3	100.	% .6
県	民	税	72,	417	99	. 3	70	, 911		97.	9	71	, 653	,	101.	0	72	2,09	6	100.	. 6
市県	:民	税計	180,	842	99	. 3	177	, 064		97.	9	178	, 918		101.	0	180	), 02	9	100.	. 6
固定	資	産 税	160,	673	101	.3	153	, 537		95.	6	160	, 875		104.	8	163	3, 21	9	101.	. 5

(令和5年7月1日現在)

#### ○納税者一人当たり平均課税額



■県民税 □市民税 □固定資産税

#### 3 市税減免状況について

(単位:件、千円)

区分	年度	災	害 等 に	よる	休	廃業等に	よる
税目	<b>平</b> 反	件数	税額	減免税額	件数	税額	減免税額
	H30	-	1	ı	-	1	_
	R1	-	-	-	_	1	_
個人市県民税	R2	-	-	-	_	1	_
	R3	-		ı	-	1	_
	R4	-		ı	-	1	_
	H30	12	956	117	-	1	_
口 点 次 主 14	R1	314	212, 754	3, 200	-	1	_
固 定 資 産 税 (含都市計画税)	R2	288	53, 894	4, 043	-	1	_
(	R3	33	175, 978	26,870	_	_	_
	R4	1,935	491, 454	36, 146	1	_	_

(令和5年7月1日現在)

(単位:件、千円)

						(+14.	11/ 11/
区分	年度	70	そ の	他		計	
税目	十汉	件数	税額	減免税額	件数	税額	減免税額
	H30	28	1,517	918	28	1,517	918
	R1	164	22, 112	6,902	164	22, 112	6,902
個人市県民税	R2	235	28, 845	4, 847	235	28, 845	4, 847
	R3	291	33, 638	14, 246	291	33, 638	14, 246
	R4	298	35, 470	14, 942	298	35, 470	14, 942
	H30	210	608, 889	168, 599	222	609,845	168, 716
	(内特区)	(45)	(604,088)	(163, 244)			
	R1	219	704, 144	224, 711	533	916, 898	227, 911
	(内特区)	(50)	(698, 543)	(219, 128)			
固定資産税	R2	224	931, 829	291, 592	512	985, 723	295, 635
(含都市計画税)	(内特区)	(57)	(926, 381)	(286, 144)			
	R3	237	1, 273, 385	298, 566	270	1, 449, 363	325, 436
	(内特区)	(61)	(1, 267, 934)	(293, 115)			-
	R4	241	956, 619	254, 477	2, 176	1, 448, 073	290,623
	(内特区)	(53)	(950, 293)	(248, 151)			

(令和5年7月1日現在)

東日本大震災に係る減免状況 (単位:件、千円)

区分 税目	年度	件数	税額	減免税額
個人市県民税	22	744	178,044	15, 261
	23	2, 155	312, 187	122, 154
固定資産税 (含都市計画税)	23	4, 690	2, 211, 375	224, 220

(令和5年6月30日現在)

## 4 税務事務電算委託利用状況について

#### (1) 各課予算分

科	目	委託年度	入 カ	資 料
	口座振替	S54	市税等領収済通知書 〔市税、国保税〕	口座振替依頼書
	収 納 管 理 消 込 作 業	S45		
収納事務	・固定資産税 (含都市計画税)	S48		
	・市県民税(特徴) ・市県民税(普徴)	S50		
	・国民健康保険税	S49		
	・軽自動車税 ・法人市民税	S51 S56		
	7.77 (-1-20)			

#### (2)情報企画課予算分

( <i>乙)</i>	<del></del>		
科	目	委託年度	· 入 力 資 料
	割 特別徴収	\$39	給与支払報告書 市県民税申告書、確定申告書 転勤・退職等異動連絡書 その他の連絡書
	普通徴収	\$40	市県民税個人申告書並びに附随書類
市県民税(個人)	随	S48	給与所得者異動届出書 特別徴収変更連絡書
	普通徴収	S53	普通徴収変更連絡書(市県民税申告書)
	申告書課(住所氏名カナ)	S53	市県民税個人申告書
市民税(法人)	賦課・申告書等管理	H11	法人市民税申告書等
	土地	S41	補助簿(土) } 課税標準 調査簿(家)
固定資産税		S42	補助簿(土) 調査簿(家) —筆一棟
(含都市計画税)	<b>屋</b>	S46	台 帳(土) 調査簿(家)
	償 却 資 産	S45 S46	評 価 調 査…課税標準 所有者明細書…一 品
—————————————————————————————————————		S48	調査表
+0 + = 1 -+ +11	当初課税	S41	
軽自動車税		H4	オンライン入力
	納税者番号変更	H16	
国民健康保険税	確定賦課	S42	課税資料台帳
当以陡冰冰穴饥	月 割 賦 課	S51	総所得金額

作	成	資	料	管	玾	資	料	当該年度賦課	に係る委託料	備	考
IF	13%	只	ተተ	<b>5</b>	生	只	<i>ተ</i> ተ	令和5年度(予算)	令和4年度(実績)	VĦ	7
口座振替	納付書等	Ť						24,593千円	23, 191千円		
税目別収 徴収簿等 督促状( 国民健康	市県民科	总、固定						72, 789千円	72, 413千円	S52年度 OCR採用	
滞納整理	各種帳票	等						26,440千円		H19年より 滞納支援シ テム導入	ス

		当該年度賦課	に係る委託料	
作 成 資 料	管理資料	令和5年度予算の 内訳概算額	令和4年度実績の 内訳概算額	備考
課税台帳 税額通知書 納入書 税額書 税額変更異動台帳 税額変更通知書 異動明細書、その他 課税台帳 納税通知書(納付書、収納票) 税額変更通知書	調	66,094千円	67, 664千円	S58年住民マス ター利用 H15年から新シ ステム S58年事業所 マスター作成
法人台帳、課税台帳、申告書等	調定、交付税基礎 数値調査、その		1,539千円	H11年から 新賦課システム
課税台帳兼名寄簿 納税通知書、課税明細書 (納付書、収納票)	調定機要調書	43,930千円	33, 291千円	S 5 8年 住民マスター利 用 H 2 4年から 新システム
課税台帳、名寄索引簿、 納税通知書 申告書兼課税台帳管理検索 システム	調定、その作	5,057千円	6, 187千円	H11年より システム変更
課税台帳(全+退) 調定	ᄼᆎᆂᆉᄽᄱ	20,998千円	21,069千円	S54年所得連動
納税通知書調整交付課稅状況	金申請基礎資料 基礎資料	19,738千円	19,426千円	S58年住民マス ター利用

#### 5 地方譲与税・交付金の概要について

	対象		譲 与 等 の 基 準	交付時期・使途
自動車重量譲与税	都	(1)	自動車重量税の収入額の1000分の431に相当す	第1期 6月(2月~4月)
(S46.12月創設)	道		る額のうち、431分の24を都道府県に、431分の	第2期11月(5月~9月)
	府		407を市町村に対し譲与し、 その2分の1を市町村道	第3期 3月(10月~1月)
	県 及		の延長で、他の2分の1を面積で按分し譲与する。	
	びび		(自動車重量譲与税法第1条及び第2条第1項、第2項)	平成21年度より
	市	(2)	譲与税の算定の基礎となる道路の延長及び面積は、	使途制限なし
	町		道路の種別その他の事情を参酌して補正することがで	
	村		きる。(同法第2条第3項)	
也方揮発油譲与税		(1)	地方揮発油税の収入額に相当する額を譲与する。(地	第1期 6月(3月~5月)
(H21.4月創設)			方揮発油譲与税法第1条)	第2期11月(6月~10月)
	都	(2)	譲与税の100分の58に相当する額を都道府県及び	第3期 3月(11月~2月)
※旧:地方道路譲与税	道		指定市に対し譲与し、その2分の1を一般国道及び都道	
(S30.8月創設)	府		府県道の延長で、他の2分の1を面積で按分し譲与する。	平成21年度より
	県		(同法第2条第1項、第2項)	使途制限なし
	及 び	(3)	譲与税の100分の42に相当する額を市町村に対し	
	市		譲与し、その2分の1を市町村道の延長で、他の2分の	
	町		1を面積で按分し譲与する。(同法第3条)	
	村	(4)	譲与税の算定の基礎となる道路の延長及び面積は、	
			道路の種類、幅員による道路の種別その他の事情を参酌	
			して補正することができる。(同法第2条第6項)	
森林環境譲与税		(1)		第1期 9月(3月~8月)
(H31.3月創設)			環境税及び森林環境譲与税に関する法律第27条)	第2期 3月(9月~2月)
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			※令和6年度から森林環境税は賦課徴収。令和2から	
			6年度までは地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動	使途
			準備金を活用し譲与する。	森林整備及びその促進(市町村)
	計	(2)	譲与税の10分の9(※)に相当する額を市町村に対	市町村の支援等(都道府県)
	町 村		し譲与し、その10分の5を市町村の区域内に存する私	
	及		有林人工林の面積で、10分の2を市町村の林業就業者	
	び		数で、他の10分の3を市町村の人口で按分し譲与する。	
	都		(同法第28条)	
	道	(3)	譲与税の10分の1(※)に相当する額を都道府県に	
	府県		対し譲与し、その10分の5を都道府県の区域内の各市	
	ボ		町村に係る私有林人工林の面積を合算した面積で、10	
			分の2を都道府県の林業就業者数で、他の10分の3を	
			都道府県の人口で按分し譲与する。 (同法第29条)	
			(※)譲与割合について令和5年度は市町村が25分	
			の22、都道府県が25分の3となる。	
利子割交付金		(1)		第1期 8月(3月~7月)
(S63.4月創設)	_		1条の6第1項)の税率で課税し、利子割総額から地方	第2期12月(8月~11月)
	計		税法に定められた調整後の金額の5分の3(法第71条	第3期 3月(12月~2月)
	町 村		の26)を市町村に交付する。	
	ተብ	(2)		使途制限なし
			度以前3年度分の平均値を基準として按分する。	
		(1)		第1期 8月(3月~7月)
配当割交付金		(1)		
配 当 割 交 付 金 (H16.1月創設)		(1)	第71条の28) の税率で課税し、配当割総額から地方	第2期12月(8月~11月)
	市	(1)	第71条の28) の税率で課税し、配当割総額から地方 税法に定められた調整後の金額の5分の3(法第71条の	
配 当 割 交 付 金 (H16.1月創設)	町	(1)		第2期12月(8月~11月)
		(2)	税法に定められた調整後の金額の5分の3(法第71条の47)を市町村に交付する。	第2期12月(8月~11月)

	種目	対象	譲与等の基準	交付時期・使途
	<u>  煌     ロ</u> 株 式 等 譲 渡		(1) 県が、個人が受ける特定株式等譲渡所得金額に対して	3月
W	所得割交付金		一律5%(法第71条の49)の税率で課税し、株式譲渡	3 73
	(H16.1月創設)	市	所得割額から地方税法に定められた調整後の金額の5分	使途制限なし
	(	町	の3(法第71条の67)を市町村に交付する。	伊述削限なり
		村	(2) 各市町村の個人県民税収入決定額の県計に対する前年	
			度以前3年度分の平均値を基準として按分する。	
Ψ٨,	法 人 事 業 税		県が、納付された法人事業税に7.7%を乗じて得た	第1期 8月(3月~7月)
W	ス チ 乗 杭 交 付 金	市	額を市町村の従業者数で按分して市町村に交付する。	第2期12月(8月~11月)
	(R元.10月創設)	l mj	(法第72条の76)	第3期 3月(12月~2月)
	(1176:1073 福36文)	村	(ДЯТЕЖОТО)	使途制限なし
৵	地方消費税			第1期 6月(2月~4月)
M	交付金金		れた貨物割の納付額の合算額に清算処理を行い、清算後	第2期 9月(5月~7月)
	(H9.4月創設)		の金額の2分の1に相当する額を市町村に交付する。	第3期12月(8月~10月)
	(117. 473 /43 /42 /	市	(法第72条の115)	第4期 3月(11月~1月)
		町村	(2) 地方消費税の税率1%相当額分に係る市町村交付額の	
		小月	2分の1を人口、他の2分の1を従業者数で按分する。	(2)交付分は使途制限なし
			(3) 地方消費税の税率1%を超える分に係る市町村交付額	(3)交付分は社会保障経費
			を人口で按分する。	
☆	ゴルフ場利用税	所ゴ	県が、県内のゴルフ場所在市町村に対し、ゴルフ場に係	第1期 8月(3月~7月)
	交 付 金	だ在市ゴルフ	るゴルフ場利用税額の10分の7に相当する額を交付する。	第2期12月(8月~11月)
	(H元. 4月創設)	市町村	(法第103条)	第3期 3月(12月~2月)
		村物		使途制限なし
$\stackrel{\wedge}{\bowtie}$	環 境 性 能 割		(1) 県が、納付された自動税環境性能割額に95%を乗じて	第1期 8月(3月~7月)
	交 付 金		得た額の100分の43に相当する額の2分の1を市町村	第2期12月(8月~11月)
	(R元.10月創設)	市町	道の延長で、他の2分の1を市町村道の面積で按分し交付	第3期 3月(12月~2月)
		村村	する。(法第177条の6第1項)	
		' '	(2) 交付金の算定の基礎となる道路の延長及び面積には所要	使途制限なし
			の補正をすることができる。(法第177条の6第3項)	
$\stackrel{\wedge}{\bowtie}$	国有提供施設		(1) 国が所有する固定資産のうち、自衛隊使用資産(飛行	12月
	等所在市町村		場、演習場、弾薬庫、燃料庫の用に供する土地、建物、	
	助成交付金		工作物)の所在する市町村に対し、毎年3月31日現在	使途制限なし
	(S32.5月創設)		の所在状況に応じて交付する。(国有提供施設等所在市町	
		市	村助成交付金に関する法律第1条)	
		町村	(2) 交付額 (次のイ+口の合計額)	
		小刀	イ 交付金の総額の10分の7に相当する額を各市町村	
			の交付対象資産の価格の合算額に按分した額	
			ロ 交付金の総額の10分の3に相当する額を交付対象	
			資産の種類及び用途、当該市町村の財政状況等から総	
	ᄡᆂᄨᄱᅕᄰᄾ	都	務大臣が配分する額	<b>数1</b>
X	地方特例交付金	市町町	個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の適用に	第1期 4月
	(H11.3月創設)	所見	より生じる減収分について、都道府県及び市町村に交付す z	第2期 9月
	減収補てん 特例交付金	町村及び	నే. -	(市)全生117日ナン1
		びって調	 定している交付金等。   ※特に記載がない場	使途制限なし  合、根拠法令は地方税法

☆:財務部において調定している交付金等。

※特に記載がない場合、根拠法令は地方税法

## 6 令和5年度各税目別納期限について

税				目		納		期	等	
	個	]		人	○普通徴収					
					1期	6月30日	納期限	3期	10月31日	納期限
市					2期	8月31日	//	4期	1月31日	//
					○特別徴収					
民					翌月1	0日まで(6月~翌	2年5月)			
					○年金から	の特別徴収				
税					年金式	5払月				
	法	<u> </u>		人	○申告納付					
					事業年	F度終了後2カ月」	以内(確定	申告)		
					○普通徴収					
					1期	5月 1日	納期限			
固	定	資	産	税	2期	7月31日	//			
					3期	12月25日	//			
					4期	2月29日	//			
軽	白	動	亩	殺	○普通徴収					
<b>T</b> T		3/)		176	5月3	31日 納期限(3	全期)			
市	<i>†</i> =	ば	J	稅	○申告納付					
	, _	101		170		日まで				
鉱		産		税	○申告納付					
						5日~末日まで				
入		湯		税	○特別徴収					
					翌月月	日まで				
都	市	計	画	税	固定資	資産税の納期と同-	_			
					1期	7月31日	納期限	5期	11月30日	納期限
					2期	8月31日	//	6期	12月25日	// //
国月	民健	康	保険	稅	3期	10月 2日	//	7期	1月31日	<i>''</i>
	~ i~		· 1+1/\	. ,, u	4期	10月31日	//	8期	2月29日	//
						の特別徴収		2,41	<b></b>	
					年金式					
					,					

#### 7 市税の税率の変せんについて

税目		_		年度	昭和35年	度	昭和36年	度	昭	和37年周	芰	В	召和38年	度
		均	等	割	400F.	]	400円			400円			400円	
市民	個人	所	得	割	4万円以下 4万円超 8 " 15 " 30 " 50 " 80 " 120 "	2.0% 3.1" 4.2" 5.4" 6.4" 7.4" 7.9" 8.4"	5万円以下 5万円超 10 " 15 " 30 " 50 " 80 " 120 "	2.0% 2.7" 3.7" 5.0" 6.1" 7.3" 8.3"	5万円 5万 10 15 30 50 80 120 200 400 600	円超 """"""""""""""""""""""""""""""""""""	2.0% 2.6" 3.6" 4.7" 5.7" 6.7" 7.5" 8.0" 8.5" 9.0"		IU下超 	2.0% 2.5 " 3.5 " 4.5 " 5.5 " 6.5 " 7.5 " 8.0 " 8.5 " 9.0 "
税	 法			割	1,800円		1,800円		1	,800円		1,800円		]
	人			割			9.0%		9.0%				9.0%	
固	定	<u> </u>	資 産	税	1.5%		1.5%			1.5%		1.5		
軽	原自	総排	気量 50 c	c 以下	500円	]	500円			500円		500円		
半土	動 転	<i>"</i> 50	сс超90с	cまで	800F		800円			800円	3		800円	
	機	# 90 c	сс超125с	cまで	1,000	円	1,000円	]	1	,000円			1,000円	}
自	付 車	ミニナ	b—(50 с		_		_		_			_		
	軽	二 (含・)	輪 ボート・トレ	車 (ーラー)	1,500	円	1,500円	3	1	,500円			1,500円	3
	自	Ξ	輪	車	1,500F	刊	2,000円	}	2	2,000円			2,000円	3
動	動	四輪	乗	用	1,500	円	3,000円	3	3	3,000円			3,000円	3
	車	車	貨 物	用	1,500	円	2,500円	3	2	2,500円			2,500円	3
車	مان خے	雪	上	車	_		_			_			_	
	小型 特	農	耕	用	1,000F		1,000円			,000円			1,000円	
	殊 車	そ	の	他	3,000	<del>"</del>	3,000円	}	3	3,000円			3,000円	}
税	— ¥m		小型自		2,500	<del>"</del>	2,500円	}	2	2,500円			2,500円	3
市	た (B		こ 消 :  〜63年度)	費税	11.0%	Ś	11.0%		12.0	%(本数	制)	13.	. 4%(本数	(制)
電	戾	,	ガ ス	税	10.0%	Ó	10.0%		4 60	9.0%			8.0%	
鉱			産	税	1.0%		1.0%			(月産20 以下		(6)		
木	材		引 取	税	2.0%		2.0%			2.0%		2.0%		
特	別	土	地保	有 税			_	-		_		_		
入			湯	税	1人1日2 (自炊客1		同左			同左			同左	
都	市	Ī	計 画	税	_		_	_		_			_	

<b>TV F</b>	_	_		年度		昭和	39年度					昭和4	.0年度		
税目				_				200円						200円	
		均	等	割	400F	9		5坂町)	)		400円			反坂町)	
市	個				5万円以下 5万円超 10 // 15 // 30 //	2.0% 2.5 // 3.5 // 4.5 // 5.5 //	15万円 15万 40 70 100	可以下 可円超 " " "	2. 0% 3. 0 " 4. 0 " 5. 0 "		P以下 可用超 // // //	3.0% 4.5 " 6.0 " 7.5 " 9.0 "	70	円超 3 //	2.0% 3.0 " 4.0 " 5.0 "
民	人	所	得	割	50 " 80 " 120 " 200 " 400 "	6.5 " 7.5 " 8.0 " 8.5 " 9.0 "	150 250 400 600 1,000 2,000	// // // // // // // // // // // // //	7.0" 8.0" 9.0" 10.0" 11.0" 12.0"	150 250 400 600 1,000 2,000 3,000 5,000	          		250 400 600 1,000 2,000 3,000	"	7. 0 " 8. 0 " 9. 0 " 9. 0 " 1. 0 " 2. 0 " 1. 0 "
税	法	均	等	割	1,800	円	1,	200円			1,800円			200円	
	人	法	人 税	割	9.09	6		8. 1%		9.4%			8.4%		
固	定		資 産	税	1.59	6		1.4%			1.5% 1.4%				
軽	原 目	総排	気量 50 c c	以下	500円					500円					
	動 転	<i>"</i> 50	сс超90сс	まで						800円					
	機	<i>"</i> 90	сс超125сс	まで	1,000円					1,000円					
自	付 車	 	カー(50cc <sup>ょ</sup>	以下)			_					-	-		
	軽		輪 ボート・トレー	車 ラー)		1, !	500円					1,50	00円		
	自	Ξ	<u></u> 輪	車		2,0	000円					2,0	00円		
動	動	四輪	乗	用		3, (	000円					4, 50	00円		
	車	車	貨 物	用		2, !	500円			2,500円					
車	•	雪	上	車			_					-	_		
	小型特動	農	耕	用		1, (	000円					1, 0	00円		
	殊 車		の	他			000円						00円		
税			小型自動			2, !	500円					2,50	00円		
市	た (B		こ 消 費 )〜63年度)	税		15.0%(	本数制)					15.0%(2	<b>本数制)</b>		
電	気		ガス	税			. 0%					7.	0%		
鉱			産	税	1 0% (日産200万円				同左						
木	材 引 取 移								2.0%						
特	別土地保有利				_				-						
入	入 湯 私				1人1日20円 (自炊客10円) 1人1日20円			1人1日20円 (自炊客10円) 1人1日20円							
都	市計画						_					-	_		

		昭和	41年度					昭和4	12年度					昭和43	3年度		
	400円		(飯坂	200円 、松川、	信夫)		400円		(松	200円 川、信	(夫)		400F	3		200円 川、信	
15万円			15万円		2.0%		9以下	2.8%	15万円		2.0%		別下		15万円		
40	5円超 〃	4.5 <i>"</i> 6.0 <i>"</i>	40	5円超 〃	3.0 <i>"</i> 4.0 <i>"</i>	40	5円超	4.2 <i>"</i> 5.6 <i>"</i>	40	円超 〃	3.0 <i>"</i> 4.0 <i>"</i>	15 <i>7</i> 40	5円超 〃	4. 05 <i>"</i> 5. 40 <i>"</i>	40	7円超 〃	3.0 <i>"</i> 4.0 <i>"</i>
70	"	7.5 //	70	<i>''</i>	5.0 //	70	"	7.0 "	70	<i>''</i>	5.0"	70	"	6. 75 <i>"</i>	70	"	5.0"
100	//	9.0 //	100	//	6.0 //	100	//	8.4 //	100	//	6.0 //	100	//	8.10 //	100	//	6.0 //
150	//	10.5 //	150	//	7.0 //	150	//	9.8"	150	//	7.0 //	150	//	9.45 //	150	//	7.0 //
250 400	// //	12.0 <i>//</i> 13.5 <i>//</i>	250 400	// //	8.0 <i>"</i> 9.0 <i>"</i>	250 400	// //	11.2 <i>"</i> 12.6 <i>"</i>	250 400	 	8.0 <i>"</i> 9.0 <i>"</i>	250 400	// //	10.80 //	250 400	// //	8.0 <i>"</i> 9.0 <i>"</i>
600	"	15.0 //	600	<i>''</i>	10.0 //	600	"	14.0 //	600	<i>"</i>	10.0"				10.0"		
1,000	//	16.5 //	1,000	//	11.0 //	1,000	//	15.4 //	1,000	//	11.0 //	1,000 " 14.85" 1,000 " 1			11.0 //		
2,000		18.0 //	2,000	//	12.0 //		//		2,000	//	12.0 //	2,000 " 16.20" 2,000 " 12			12.0 //		
3,000	//	19.5 //	3,000	//	13.0 //		// //	18.2 <i>"</i> 19.6 <i>"</i>		 	13.0 //	y 3,000 " 17.55" 3,000 " 1				13.0 //	
	000 " 21.0" 5,000 " 14.0					3,000	"		00円	"	14.0 //	5,000	//	4,00			
1	,800P	<del>'</del>		1,200円	<del>-</del>	2,400円						2,400円					
	10.0%	Ó		8.9%			10.0%	Ì	8. 9%				10.09	%	8. 9%		
	1.5%			1.4%			1.5%			1.4%		1.5% 1.4%					
		50	00円					50	0円			500円					
		80	00円					80	0円			800円					
		1, (	000円					1,0	00円			1,000円					
			_			-							_				
			500円			1,500円							1,50				
			000円			2,000円				2,000円							
		4, !	500円					4, 5	00円			4, 500円					
		2, !	500円						00円					2,50	0円		
		1 /												1 00	ЛП		
			000円						00円					1,00			
			000円 500円						00円 00円					3, 00 2, 50			
			(本数制)	)										2, 50 18. 1%(기			
	7.0%					18.1%(本数制) 7.0%				7.0%							
	同左					同左				同左							
	2.0%							2.	0%			2.0%					
	_					_				_							
	1人1日20円 1人1日20円 (自炊客10円) (飯坂町)					1人1日20円 (自炊客10円)			1人1日20円 (自炊客10円)								
	(日从各10口) (							-						_			

税		_		年度	昭和4	14年度	昭和45年	年度	昭和	46年度	昭和47年度
1701		均	等	割	400円	200円 (松川、信夫、吾妻)	400円	200円 (吾妻町)	400円	200円 (吾妻町)	400円
市民税	個人	所	得		15万円以下 2.6% 15万円超 3.9 " 40 " 5.2 " 70 " 6.5 " 100 " 7.8 " 150 " 9.1 " 250 " 10.4 " 400 " 11.7 " 600 " 13.0 " 1,000 " 14.3 " 2,000 " 15.6 " 3,000 " 16.9 " 5,000 " 18.2 "	15万円以下 2.0% 15万円超 3.0″ 40″ 4.0″ 70″ 5.0″ 100″ 6.0″ 150″ 7.0″ 250″ 8.0″ 400″ 9.0″ 600″ 10.0″ 1,000″ 11.0″ 2,000″ 12.0″ 3,000″ 13.0″	2,000 " 3,000 "	2.0%	ī	司左	同左
				割		00円 00円	同左	Ē	Ī	司左	同左
	法 人 柷 			包割 割	10.0%	8.9%	10.2%	9.1%	10.2%	9.1%	10.2%
固			資 産		1.5%	1.4%	1.5%	1.4%	1	. 4%	1.4%
	原自	総排	気量50 c	c 以下	500	0円	500円		500円		500円
	動 転	動			800	0円	800円		800円		800円
軽	機	<i>"</i> 90	сс超125с	cまで	1,00	00円	1,000円		1,000円		1,000円
	付 車	3.1	カー(50c	c以下)		_	_			_	_
自	軽		輪 ボート・トレ	車	1, 50	00円	1,500	円	1, !	500円	1,500円
	井土	Ξ	輪	車	2, 00	00円	2,000	円	2, 0	000円	2,000円
動	自	四		業 別 家 用	4, 50	00円	4, 500	円	4, !	500円	4,500円
	動	輪車	貨 営 :	業 用 家 用	2, 50	00円	2,500円		2,500円		2,500円
車	車	雪	<u> </u> 用 目 上	車			_			_	_
	小自		<del></del> _ 耕	用	1, 00	00円	1,000	円	1, (	000円	1,000円
税	型射殊車	そ	の	他	3, 00	00円	3,000	円	3, (	000円	3,000円
	二輪	i の	小 型 自	動車	2, 50	00円	2,500	円	2, !	500円	2,500円
市	た		こ 消 -63年度)	費税	18.1% (2	——————— 本数制)	同左	Ē	F	9左	同左
電		気 ガ ス 税 7.0% から電気税・ガス税に分離)		0%	7. 0%		7.0%		7. 0%		
(49	ヰから	戸事(	祝・ガス梲	に分離)	分離)						
鉱			産	税	(月座200万円以下 0.7%)		同左		同左		同左
木	材	<u> </u>	引 取	税			2.09	<b>%</b>	2	. 0%	2.0%
特	別	土	地保	有 税		_			_	_	
入	3人1日20円 税 (自炊客10円)				同左	Ξ	7月1日から1人1日40円 (自炊客20円)		同左		
都	市計画税 —				-	-		0	. 2%	0. 2%	

昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度
400円	400円	400円	1,200円	1,200円
30万円以下 2.0% 30万円超 3.0″ 50 ″ 4.0″ 80 ″ 5.0″ 110 ″ 6.0″ 150 ″ 7.0″ 250 ″ 8.0″ 400 ″ 9.0″ 600 ″ 10.0″ 1,000 ″ 11.0″ 2,000 ″ 12.0″ 3,000 ″ 13.0″ 5,000 ″ 14.0″	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	244, 000円 12, 000円 7, 200円	80, 000円 24, 000円 8, 000円
10.2%	13.2%(5月以降終了する 事業年度分から)	13. 2%	13. 2%	13. 2%
1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
500円	500円	500円	650円	650円
800円	800円	800円	1,000円	1,000円
1,000円	1,000円	1,000円	1,300円	1,300円
_	_	_	_	_
1,500円	1,500円	1,500円	2,000円	2,000円
2,000円	2,000円	2,000円	2,600円	2,600円
4,500円	4,500円	4,500円	5,200円	5,200円
4, 500	4, 500	4, 500[]	5,900円	5,900円
2,500円	2,500円	2,500円	2,900円	2,900円
	=, = = =, =	=, - : : i	3,300円	3,300円
_	_	-		_
1,000円	1,000円	1,000円	1,300円(刈取脱穀作 業用自動車を含む)	同左
3,000円	3,000円	3,000円	3,900円	3,900円
2,500円	2,500円	2,500円	3,300円	3,300円
18.1%(本数制)	同左	同左	同左	同左
7.0%	電気税:1月1日から5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
(10月1日から6.0%)	ガス税:10月1日から5.0% 1月1日から4.0%	4.0%(6月1日から3.0%)	3.0%(1月1日から2.0%)	2.0%
1.0% (月産200万円以下 0.7%)	同士	同左	同左	同左
2. 0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
取得:7月1日から3.0%	保有:1.4% 取得:3.0%	同左	同左	同左
同左	同左	10月10日から1人1日100円 (自炊客50円、日帰り客50円)	同左	1月1日から1人1日150円 (自炊客75円、日帰り客75円)
0. 2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%

税	——————————————————————————————————————	_	3	丰度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度
170		均	等	割	1,200円	1,200円	1,500円	1,500円	1,500円
市民税	人	所	得	割	30万円以下 2.0% 30万円超 3.0 " 50 " 4.0 " 80 " 5.0 " 110 " 6.0 " 150 " 7.0 " 250 " 8.0 " 400 " 9.0 " 600 " 10.0 " 1,000 " 11.0 " 2,000 " 12.0 " 3,000 " 13.0 " 5,000 " 14.0 "	同左	30万円以下 2.0% 30万円超 3.0 " 45 " 4.0 " 70 " 5.0 " 100 " 6.0 " 130 " 7.0 " 230 " 8.0 " 370 " 9.0 " 570 " 10.0 " 950 " 11.0 " 1,900 " 12.0 " 2,900 " 13.0 "	同左	同左
	法		割	800,000円 24,000円 400,000円 8,000円 80,000円	同左	同左	同左	同左	
	法人税		割	13. 2%	13.2%	13.2%	13. 4%	13.4%	
固				税	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
	原自総排気量50cc以		以下	650円	700円	700円	700円	700円	
+77	動 # 50 c c 超90 c c ま		まで	1,000円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	
軽	機 #90cc超125ccま			1,300円	1,450円	1,450円	1,450円	1,450円	
	付 車 ミニカー(50cc以				_	_	_	_	_
自	軽			車 ラー)	2,000円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
	三輪		車	2,600円	2,850円	2,850円	2,850円	2,850円	
動	自	四	乗営業	用	5,200円	5,200円	5,200円	5,200円	5,200円
	動	輪	用自 家貨営業	用用	5,900円	6,500円	6,500円	6,500円 2,900円	6,500円 2,900円
		車	物	用	2,900円 3,300円	2,900円 3,650円	2,900円 3,650円	3,650円	3,650円
車	車	雪	用 目 家 上	車	ɔ, ɔuu□ _	5,000□ —	5, 050FJ	3, 000FJ	
τ¥	小 自型 動	農	—— <del>—</del> —— 耕	用	1,300円(刈取脱穀作業用自 動車を含む)	1,450円(刈取脱穀作 業用自動車を含む)	同左	同左	同左
税	空 特 殊 車	そ	の	他	3,900円	4,300円	4,300円	4,300円	4,300円
	二輪	の <i>i</i>	小型 自動	車	3,300円	3,650円	3,650円	3,650円	3,650円
市	た		こ 消 費 63年度)	税	18.1%(本数制)	同左	同左	同左	同左
電	(29~63年度) 気 和		税	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
ガ			税	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	
鉱			税	1.0% (月産200万円以下 0.7%)	同左	同左	同左	同左	
木	材 引 取 税		2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%		
特	別 土 地 保 有 税		税	保有:1.4% 取得:3.0%	同左	同左	同左	同左	
入		;	湯	税	1人1日150円 (自炊客75円、日帰り客75円)	同左	同左	同左	同左
都	市	ī į	計画	税	0.25%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%

昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
1,500円	1,500円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
同左	同左	20万円以下       2.5%         20万円超       3.0 "         45 "       4.0 "         70 "       5.0 "         95 "       6.0 "         120 "       7.0 "         220 "       8.0 "         370 "       9.0 "         570 "       10.0 "         950 "       11.0 "         1,900 "       12.0 "         2,900 "       13.0 "         4,900 "       14.0 "	同左	同左	60万円以下 3.0% 60万円超 5.0 " 130 " 7.0 " 260 " 8.0 " 460 " 10.0 " 950 " 11.0 " 1,900 " 12.0 "
700,000円 48,000円 160,000円 16,000円			同左	同左	同左
13. 4%	13. 4%	13. 4%	13.4%	13.4%	13. 4%
1. 4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1. 4%
700円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
1,100円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円
1,450円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
_	_	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
2,200円	2, 400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円
2,850円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円
5,200円	5,500円	5, 500円	5,500円	5,500円	5,500円
6,500円	7, 200円	7, 200円	7,200円	7,200円	7, 200円
2,900円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
3,650円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
_	_	_	_	_	_
1,450円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
4,300円	4,700円	4, 700円	4,700円	4,700円	4,700円
3,650円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
同左		たばこ小売定価×14.3% たばこの販売本数×350円÷1,000本	同左	同左	同左
5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
同左	同左	同左	同左	同左	同左
2. 0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
同左	同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左	同左
0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%

税		_	_	_	年度	平成元年	平成2年度	平成3年度	平成4年度
1761		均	4	<u> </u>	割	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	個	<u>-</u> 所		<b></b>	割	120万円以下 3.0% 120万円超 8.0% 500 " 11.0%	同左	160万円以下 3.0% 160万円超 8.0% 550 " 11.0%	同左
市						3,000,000円 1,750,000円		330 11138	
民	法	均	Ş	手	割	400,000円	同左	同左	同左
税	人					120,000円 40,000円			
		法	人	税	割	13. 4%	13.4%	13. 4%	13. 4%
固	定		<u></u>	<u></u> 産	税	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
				0 c c		1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	動			90 c c		1,200円	1,200円	1,200円	1,200円
	機転	<i>y</i> 90	cc超	125 с с	まで	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
				0 c c		2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
自	軽		ŧ	侖 ・トレー	車	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円
		Ξ	ŧ	侖	車	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円
	自	四	乗言	業	用	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
動	垂		用目	1 家	用	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円
	動	輪	貨	業	用	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
_	車	車	物片		用	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
車		雪		E	車	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円
税	小型 動	農	兼	<b>#</b>	用	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
化	特型殊車	そ	C	D	他	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円
	二輪	の	小 型	自 重	力 車	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
卡	た (平		ば 年度り	こ 以降)	税	紙巻たばこ等 1,997円/1,000本 旧3級品 948円/1,000本	同左	同左	同左
電 ガ			気 ス		税税	廃止	_	_	_
鉱			<u>ク</u> 産		税	1.0% (月産200万円以下 0.7%)	同左	同左	同左
木	村 引 取		取	税	廃止	_	_	_	
特		±		呆 有		保有:1.4% 取得:3.0%	同左	同左	同左
入			湯		税	1人1日150円 (自炊75円、日帰り75円)	同左	同左	同左
都	市	ī	計	画	税	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%

平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年月	<b></b>	平成10年度	₹
2,000円	2,000円	2,000円	2,500円	2,500円		2,500円	
2,00013	2, 0001 3	200万円以下 3.0%		200万円以下	3.0%	2,00013	
同左	同左	200万円超 8.0%	同左	200万円超	8.0%	同左	
		700 " 11.0%		700 "	12.0%		
		+ 1 ** 0	<del>г.</del> /\	\ <del>\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \</del>	14 <del>2/.</del>	/ / 工	
			区分	従業者数 50人超		(年税額) 000,000円	
	1. 資本	字の金額が50億円を	超える法人 ―	50人起		110,000円	
		40/70747		50人超		750,000円	
	2. //	/ 10億円超え50億円	<sup>从</sup>	50人以下		410,000円	
同左	3. //	· 1億円超え10億円以	ا <del>ب</del> ا	50人超		100,000円	
門生	J. "		X I	50人以下		160,000円	
	4. //	・ 1千万円超え1億円	以下 —	50人超		150,000円	
				50人以下 50人超		130,000円 120,000円	
	5. //	/ 1千万円以下		50人趋 50人以下		50,000円	
	6. 上部			-		50,000円	
			L				
13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%		13.4%	
1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%		1.4%	
1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円		1,000円	
1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円		1,200円	
1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円		1,600円	
2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円		2,500円	
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	l	2,400円	
3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円		3,100円	
5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円		5,500円	
7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7, 200円		7,200円	
3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円		3,000円	
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円		4,000円	
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円		2,400円	
1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円		1,600円	
4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円		4,700円	
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円		4,000円	
同左	同左	同左	同左	旧3級品以 2,434円/1,0 旧3級品 1,155円/1,0	100本 I	同左	
_	_	_	_				
同左	同左	同左	同左	同左		同左	
_	_	_	_	_		_	
同左			 同左			 同左	
IEJCE	15八丁	同左    同左		同左		円工	
同左	同左	同左	同左	同左		同左	
0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%		0.3%	

L	_	_		年度							
税目					平成11年度	平成12年度	平成13年原	度 平成14年		Ę Ž	平成16年度
	個	均	等	割	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円		3,000円
. =		所	得	割	200万円以下       3.0%         200万円超       8.0%         700 "       10.0%	同左	同左	同左	同左		同左
市					法人等	・ の 区 か	分	従業者数	税率(年税額)		
								50人超	3,000,000円		
					1. 資本等の金額	が50億円を超	える法人	50人以下	410,000円		
	法				2. // 10億円	3超え50億円」	以下	50人超	1,750,000円		
民								50人以下 50人超	410,000円 400,000円		
		均	等	割	3. // 1億円	超え10億円以	下 -	50人趋	160,000円		
					4. // 1千万	田却ら1倍田1	V.F.	50人超	150,000円		
		人   · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		4. // 1千万日	円超え1億円」	久ト	50人以下	130,000円			
税	5. "		5. 〃 1千万日	円以下	-	50人超	120,000円				
				6. 上記以外			50人以下	50,000円 50,000円			
				0. 工品外/1				30,00013			
		法	人 税	割	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%		13.4%
固	定		資 産	税	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%		1.4%
			気量50 c c		1,000円	1,000円	1,000円				1,000円
#∆	転₩		c c 超90 c c c c 超125 c c		1,200円	1,200円	1,200円				1,200円
軽	宀機 車付		b - (50cc		1,600円 2,500円	1,600円 2,500円	1,600円 2,500円				1,600円 2,500円
		=	輪	車	2, 400円	2,400円	2,400円				2,400円
自	軽	(含・)	ボート・トレー <sup>:</sup> 輪	ラー) 車	3, 100円	3,100円	3,100円				3,100円
	自		乗営業	用	5,500円	5,500円	5,500円				5,500円
動		四	用自家	用	7,200円	7,200円	7,200円				7,200円
	動	輪	貨 営 業	用	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円		3,000円
	車	車	物 自 家	用	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円		4,000円
車	_	雪	上	車	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円		2,400円
	自小 <sub>動</sub> 型	農	耕	用	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円		1,600円
税	動特車殊	そ	の	他	4, 700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円		4,700円
	二輪	の	小型自動	力 車	,	4,000円	4,000円	4,000円			4,000円
七一	た 平 成	元	ば こ 年 度 以 🏻		5月1日より旧3級品以外 2,668円/1,000本 旧3級品 1,266円/1,000本	同左	同左	同左	7月1日より旧3級 2,977円/1,00 旧3級品 1,412円/1,00	00本	同左
電ゴ			気	税	_	_	-	_	_		_
ガ 鉱			ス 産	税 税	1.0%	同左	同左	同左			 同左
	1.1				(月産200万円以下 0.7%)				門在		
木	材		引 取	税	ー 促右・1 AV		_		亚出红在海边	7夕 (十	
特	: 別 土 地 保 有 税		取得:3.0%	同左	同左	同左	平成15年度以 新たな課税を行		同左		
入	_		湯	税	1人1日150円 (自炊75円、日帰り75円)	同左	同左	同左	同左		同左
都	市	ī	計 画	税	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%		0.3%

平成17年度			平成20年度				平成24年度							
3,000円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左							
200万円以下       3.0%         200万円超       8.0%         700 "       10.0%		一律 6%	同左	同左	同左	同左	同左							
法	人 等 の 区 分	}	従業者数	税率(年										
1. 資本等の	D金額が50億円を超え	える法人	50人超 50人以下	3, 000, ( 410, (	000円 000円									
2. " 1	0億円超え50億円以 <sup>-</sup>	F -	50人超 50人以下	1,750,0	000円 000円									
			50人战 [5]		000円									
3. "1	億円超え10億円以下	-	50人足		000円									
4. // 1	 千万円超え1億円以 <sup>-</sup>	F	50人超		000円									
4. "	一刀口起た「息口以	1	50人以下		000円									
5. " 1	千万円以下	_	50人超		000円									
			50人以下		000円									
6. 上記以外	Υ		_	50,0	000円									
13.4%	同左	同左	13. 4%(12. 3%)%	同左	同左	同左	同左							
1.4%	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左							
1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円							
1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円							
1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円							
2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円							
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円							
2 1000	2 1000	2 1000	2 1000	2 1000	2 1000	2 1000	2 1000							
3,100円 5,500円	3,100円 5,500円	3,100円 5,500円	3, 100円 5, 500円	3,100円 5,500円	3, 100円 5, 500円	3,100円 5,500円	3,100円 5,500円							
7,200円	7,200円 3,000円	7, 200円 3, 000円	7,200円	7, 200円	7,200円	7,200円	7, 200円	7,200円	7,200円					
3,000円				3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
4,000円											4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円							
1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円							
4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円							
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円							
旧3級品以外 2,977円/1,000本 旧3級品 1,412円/1,000本	7月1日より旧3級品以外 3,298円/1,000本 旧3級品 1,564円/1,000本	同左	同左	同左	10月1日より旧3級品以外 4,618円/1,000本 旧3級品 2,190円/1,000本	同左	同左							
_	_	_	_		_	-	_							
1.0% (月産200万円以下 0.7%)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左							
平成15年度以降は 新たな課税を行わない	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左							
1人1日150円 (自炊75円、日帰り75円)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左							
0.3%	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左							
	—		\'\&EBZ#+ ^			—	—							

※飯野町合併に伴う経過措置

税	 	_	_	_	ź	F度	平成25年度	平成	26年度	平成27年度	3	平成28年	年度		平成	29年度	平成	30年度	
170	 個	均		等		割	3,000円	3,5	00円	同左		同左			F	左		司左	
	人	所		得		割	一律6%	Ш	左	同左		同左	Ξ		F	左	ſ	司左	
市							基準となる額		基準となる額の範囲						従業者 b内にa 業者の	る事業所の		3等割額 9/年額)	
									1,000万円以下の法人						50人	50,000			
	,+														0人を		120,000		
	法								1,000	万円を超え1億円	.  -		50人 0人を		130,000				
民		均		等		割	「資本金等の額」。	٢					+		50人		150,000 160,000		
		~		77		נם	「資本金+資本準備金 どちらか大きいほうの		1億	円を超え10億円」	以下(	の法人			0 0 人を			400,000	
							C 5500 XC VIIC X	77154	10/=	·	NT	σ:+ I			50人			410,000	
									I U1思	円を超え50億円	以下	の法人		5	0人を	超える		1,750,000	
税	人									50億円を超える	法人				50人			410,000	
1九															0人を			3,000,000	
							公共法人及び公益法人 50,000円となります。	烙のない社団等、一般社団法人及び一般的					団法人	につい	ては上記にた	ילאינ	らず一律 		
		法	人	7	税	割	13.4%		. 4% 3% *1	同左		10.8	%		Ē	左	同左		
固	定		資	產		税	1.4%		左	同左		同左				左		司左	
	自原						1,000円		00円	1,000円		2,000				00円	2,000円		
	転皿				СС		1,200円		00円	1,200円		2,000			2,000円			000円	
軽	一機				C C 记		1,600円 2,500円		00円	1,600円 2,500円		2,400円			2,400円 3,700円			400円 700円	
	車付	/	<u>) — (</u>	輪	CCD	車						3,700円							
	軽	ー (含・	ボー		レーラ		2,400円		.00円	2,400円		3,600	円		3,600円			600円	
自	和	Ξ	12	輪		車	3,100円 3,1		00円	3,100円 *2(3,900円)					旧税率 新税率			<b>[課税率</b>	
	自	四	乗	営	業	用	5,500円	5,5	00円	5,500円 *2(6,900円)	種別		:	平成27年3月31日   平成27年4月1日までに初度検査を 後に初度検査を 144ままま					
動	動	輪	用	自	家	用	7,200円	7, 2	00円	7,200円 *2(10,800円)		- +	_	受けた車 		けた車両 			
_		車	貨 物	営	業	用	3,000円	3,0	00円	3,000円 *2(3,800円)	軽	三車四輪乗用自		3, 10 7, 20		3, 900F	_	l, 600円 2, 900円	
車	車	•		自	家	用	4,000円		00円	4,000円 *2(5,000円)	自動	四輪乗用営		5, 5(		6, 900F		3, 200円	
	<u> </u>	雪		上		車	2,400円	2,4	00円	2,400円	車	四輪貨物 自	퀢	4, 00	00円	5, 000F	9 6	5,000円	
税	自业動特	農		耕		用	1,600円	1,6	00円	1,600円	_	四輪貨物 営	業用	3, 00	00円	3, 800F	] 4	1,500円	
	車殊	そ		の		他	4,700円		00円	4,700円		5,900				00円		900円	
	二輪	の	小	型自	動	車	4,000円	4,0	00円	4,000円		6,000				00円		000円 1日より	
市 (	た 平 成	: 克 元	ば 年!	度じ	<u>.</u> 以降	税 )	4月1日より旧3級品以外 5,262円/1,000本 旧3級品 2,495円/1,000本	F	左	同左	5,	4月1日。 旧3級品」 262円/1, 旧3級品 925円/1,	以外 ,000z 品		,262円。 旧3	品以外 /1,000本 級品 /1.000本	旧 4,000F 10月 旧3約	1日より 13級品 円/1,000本 1日より 吸品以外 円/1,000本	
電			気			税	_			_		_				_ 1	,	_	
ガ			ス			税													
鉱			産			税	_			_		_				_	_		
木	材	<u> </u>	引	耳	Χ	税	_			_		_						_	
特	別	土	地	保	有	税	-		_	_		_				_	_		
入			湯			税	1人1日150円 (自炊75円、日帰り75円)	F	左	同左		同左	Ξ		F	左	同左		
都	市		計	圓	•	税	0.3%		左	同左		同左			F	左	ſ	司左	
	*1	- 6	フも立っ	玆十	亚티	t266	₹10月1日以後に開始	ムオス	事業存	度から適田し	ーナト	います							

<sup>\*1</sup> この税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用になります。

<sup>\*2</sup> 平成27年4月1日以後に初度検査の三輪以上の軽自動車は()の税額になります。

	平成31年度 (令和元年度)			令和2年度			和3年度	令和4年	度	<b>介</b>	ì和5年度	
	3,500円			同艺	Ē		同左	同左			同左	
	一律6%			同名	Ē		同左	同左			同左	
	基準とな	る額	基準となる額の範囲					従業者数 (福島市内にある事業所の 従業者の合計) 均等割額 (円/年額)				
					1,0007	5円以下	の法人	-	人以下		50, 000 120, 000	
				1,00	00万円を起	型え1億	 円以下の法人	50人を超える 50人以下			130,000	
「咨	「資本金等( 本金+資本			14	(音円を超え	10倍円	 以下の法人		を超える 人以下		150, 000 160, 000	
	ちらか大き								を超える 人以下	1	400, 000 410, 000	
				10	信円を超え	え50億円	以下の法人	50人	を超える 人以下	1	1, 750, 000 410, 000	
					50億円	を超える	る法人 		ハムト を超える		3, 000, 000	
	去人及び公2 10円となり		等、人材	格のな	い社団等、	一般社	団法人及び一船	段財団法人につい	いては上	記にか	かわらず一律	
	10. 8% 7. 1% *3			同名	Ē		7. 1%	同左			同左	
	1.4%			同名			同左	同左			同左	
	2,000円			2,000		7	2,000円	2,000F			2,000円	
	2,000円			2,000			2,000円	2,000円			2,000円	
	2,400円		2,400円			2,400円		2,400円		2,400円		
	3,700円		3,700円			3,700円		3,700円		3,700円		
	3,600円			3,600円			3,600円	3,600円		3,600円		
		3,00013			디디	+r1	· · · · · ·		<b>-</b>	<b>₹</b> \/ <b>-上</b>		
				I	日税率			<b>兇率</b>		里眯	税率	
-	種	別		戊27年			新れ 平成27年4月 初度検査を	1日以後に	初度検 した車	査から	祝 <u>率</u> 513年を経過:	
	種 :	別輪		戊27年	3月31日 を受けた	車両	平成27年4月 初度検査を	1日以後に		査から		
軽			初度	成27年 度検査 3, 7,	3月31日 を受けた 100F 200F	·車両 円 円	平成27年4月 初度検査を 3,	1日以後に 受けた車両	した車	査から 両 4,6	513年を経過	
軽自	三	輪	初月	成27年 接検査 3, 7, 5,	3月31日 を受けた 100F 200F 500F	·車両 円 円 円	平成27年4月 初度検査を 3, 10, 6,	11日以後に 受けた車両 900円 800円 900円	した車	査から 両 4,6 2,9	513年を経過 500円 900円 200円	
軽	三四輪乗用	輪自家原	刊	成27年 養検査 3, 7, 5,	3月31日 を受けた 100F 200F 500F	·車両 円 円 円 円	平成27年4月 初度検査を 3, 10, 6,	引日以後に 受けた車両 900円 800円 900円	した車	査から 両 4,6 2,9 8,2 6,0	613年を経過 600円 900円 200円	
軽自動	三四輪乗用四輪乗用	自家院営業院	刊刊	成27年 養検査 3, 7, 5,	3月31日 を受けた 100F 200F 500F	·車両 円 円 円 円	平成27年4月 初度検査を 3, 10, 6,	11日以後に 受けた車両 900円 800円 900円	した車	査から 両 4,6 2,9 8,2 6,0	513年を経過 500円 900円 200円	
軽自動	三 四輪乗用 四輪乗用 四輪貨物	自家院自家院自家院	刊刊	成27年 養検査 3, 7, 5,	3月31日 を受けた 100F 200F 500F 000F	·車両 円 円 円 円 円	平成27年4月 初度検査を 3, 10, 6,	引日以後に 受けた車両 900円 800円 900円	した車 1	査から 両 4, 6 2, 9 8, 2 6, 0 4, 5	613年を経過 600円 900円 200円	
軽自動	三 四輪乗用 四輪乗用 四輪貨物 四輪貨物	自家院自家院自家院	刊刊	成27年 度検査 3, 7, 5, 4, 3,	3月31日 を受けた 100F 200F 500F 000F	中	平成27年4月初度検査を 3, 10, 6, 5,	31日以後に 受けた車両 900円 800円 900円 000円	した車 1 1	査から 両 4, 6 2, 9 8, 2 6, ( 4, 5	513年を経過 500円 900円 200円 000円 500円	
軽自動	三 四輪乗用 四輪乗用 四輪貨物 四輪貨物 3,600円 2,400円	自家院自家院自家院	刊刊	X27年       支検査       3,       7,       5,       4,       3,600       2,400       5,900	3月31日 を受けた 100F 200F 500F 000F 000F	· 車両 円 円 円 円 円	平成27年4月初度検査を 3, 10, 6, 5, 3, 8,600円 2,400円	31日以後に 受けた車両 900円 800円 900円 00円 3,600F 2,400F	した車 1 1 円 円	査から 両 4,6 2,9 8,2 6,0 4,5	513年を経過 500円 900円 200円 000円 500円 2,400円 5,900円	
軽自動車	三 四輪乗用 四輪乗用 四輪貨物 四輪貨物 2,400円 5,900円 6,000円	自家所以自家的自家的自家的自家的自家的自家的自家的	刊刊	成27年 度検查 3, 7, 5, 4, 3, 3,600 2,400	3月31日 を受けた 100F 200F 500F 000F 000F	· 車両 円 円 円 円 円	平成27年4月初度検査を 3, 10, 6, 5, 3,600円	31日以後に 受けた車両 900円 800円 900円 000円 3,600F 2,400F	した車 1 1 円 円	査から 両 4,6 2,9 8,2 6,0 4,5	613年を経過 600円 900円 200円 000円 500円 2,400円	
軽自動車 5,66 10月1	三 四輪乗用 四輪乗用 四輪貨物 四輪貨物 3,600円 2,400円	輪自家門 営業 営業 学 日本 3級品	初度	成27年 (支検査 (3, (7, (5, (4, (3,600) (5,900) (6,000) (6,000) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	3月31日 を受けた 100F 200F 500F 000F 000F 0円 0円	平 円 円 円 円 円 円 円 で ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	平成27年4月初度検査を 3, 10, 6, 5, 3, 8,600円 2,400円	31日以後に 受けた車両 900円 800円 900円 00円 3,600F 2,400F	した車 1 1 円 円	査から 両 4,6 2,9 8,2 6,0 4,5	513年を経過 500円 900円 200円 000円 500円 2,400円 5,900円	
軽自動車 5,66 10月1	三四輪乗用四輪乗用四輪貨物四輪貨物3,600円2,400円6,000円6,000円13級品以タ92円/1,00日より旧3	輪自家門 営業 営業 学 日本 3級品	初度	成27年 (支検査 (3, (7, (5, (4, (3,600) (5,900) (6,000) (6,000) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	3月31日 を受けた 100F 200F 500F 000F 000F 0円 0円 0円	平 円 円 円 円 円 円 円 で ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	平成27年4月初度検査を 3, 10, 6, 5, 3, 8,600円 2,400円 5,900円 6,000円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円	31日以後に 受けた車両 900円 800円 900円 000円 3,600F 2,400F 5,900F 6,000F	した車 1 1 円 円	査から 両 4,6 2,9 8,2 6,0 4,5	513年を経過 500円 900円 200円 500円 3,600円 2,400円 6,000円	
軽自動車 5,66 10月1	三四輪乗用四輪乗用四輪貨物四輪貨物3,600円2,400円6,000円6,000円13級品以タ92円/1,00日より旧3	輪自家門 営業 営業 学 日本 3級品	初度	成27年 (支検査 (3, (7, (5, (4, (3,600) (5,900) (6,000) (6,000) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	3月31日 を受けた 100F 200F 500F 000F 000F 0円 0円 0円	平 円 円 円 円 円 円 円 で ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	平成27年4月初度検査を 3, 10, 6, 5, 3, 8,600円 2,400円 5,900円 6,000円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円	31日以後に 受けた車両 900円 800円 900円 000円 3,600F 2,400F 5,900F 6,000F	した車 1 1 円 円	査から 両 4,6 2,9 8,2 6,0 4,5	513年を経過 500円 900円 200円 500円 3,600円 2,400円 6,000円	
軽自動車 5,66 10月1	三四輪乗用四輪乗用四輪貨物四輪貨物3,600円2,400円6,000円6,000円13級品以タ92円/1,00日より旧3	輪自家門 営業 営業 学 日本 3級品	初度	成27年 (支検査 (3, (7, (5, (4, (3,600) (5,900) (6,000) (6,000) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	3月31日 を受けた 100F 200F 500F 000F 000F 0円 0円 0円	平 円 円 円 円 円 円 円 で ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	平成27年4月初度検査を 3, 10, 6, 5, 3, 8,600円 2,400円 5,900円 6,000円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円	31日以後に 受けた車両 900円 800円 900円 000円 3,600F 2,400F 5,900F 6,000F	した車 1 1 円 円	査から 両 4,6 2,9 8,2 6,0 4,5	513年を経過 500円 900円 200円 500円 3,600円 2,400円 6,000円	
軽自動車 5,69 10月1 5,69	三四輪乗用 四輪乗用 四輪貨物 四輪貨物 3,600円 5,900円 6,000円 33級品以夕 92円/1,00 日より旧3 92円/1,00	輪 自家家 自営業 自営業 本本品 0本	初度	成27年 (支検査) 3, (7, (5, (4, (3,600) 2,400 (5,900) 6,000 (6,000) 月30日 (7) 月1日 (22円/1) (7) -	3月31日 を受けた 100F 200F 500F 000F 000F 0円 0円 0円	平 円 円 円 円 円 円 円 で ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	平成27年4月初度検査を 3, 10, 6, 5, 3, 8,600円 2,400円 5,900円 130日まで 2円/1,000本 月1日より 2円/1,000本	31日以後に 受けた車両 900円 800円 900円 00円 3,600F 2,400F 6,000F 6,552円/1,	した車 1 1 円 円	査から 両 4,6 2,9 8,2 6,0 4,5	613年を経過 600円 900円 900円 900円 3,600円 2,400円 5,900円 6,000円	
軽自動車 5,69 10月1 5,69	三四輪乗用 四輪乗用 四輪貨物 3,600円 2,400円 5,900円 6,000円 33級品以夕 92円/1,00 日より旧3 92円/1,00	輪 自営業   1   1   1   1   1   1   1   1   1	初度	成27年 (支検査) 3, (7, (5, (4, (3,600) 2,400 (5,900) 6,000 (6,000) 月30日 (7) 月1日 (22円/1) (7) -	3月31日 を受けた 100F 200F 000F 000F 000F 000F 000本 1より 1,000本	平 円 円 円 円 円 円 円 で ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	平成27年4月初度検査を 3, 10, 6, 5, 3, 8,600円 2,400円 5,900円 130日まで 2円/1,000本 月1日より 2円/1,000本	31日以後に 受けた車両 900円 800円 900円 00円 3,600F 2,400F 6,000F 6,552円/1,	した車 1 1 9 9 9 9 9 000本	査から 両 4,6 2,9 8,2 6,0 4,5	613年を経過 600円 900円 900円 900円 3,600円 2,400円 5,900円 6,000円	
軽自動車 5,69 10月1 5,69	三四輪乗用 四輪乗用 四輪貨物 3,600円 2,400円 5,900円 6,000円 33級品以タ 92円/1,00 日より旧3 92円/1,00 ー ー	輪 自営業   1   1   1   1   1   1   1   1   1	初度	成27年 (支検査) 3, (7, (5, (4, (3,600) 2,400 (5,900) 6,000 (6,000) 月1日日 (22円/1) 7	3月31日 を受けた 100F 200F 500F 000F 000F 000F 000A は000本 は000本	平 円 円 円 円 円 円 円 で () () () () () () () () () ()	平成27年4月初度検査を 3, 10, 6, 5, 3, 8,600円 2,400円 5,900円 130日まで 2円/1,000本 月1日より 2円/1,000本 一	31日以後に 受けた車両 900円 800円 900円 3,600F 2,400F 6,000F 6,552円/1,	した車 1 1 9 9 9 000本	査から 両 4,6 2,9 8,2 6,0 4,5	613年を経過 600円 900円 900円 900円 3,600円 2,400円 5,900円 6,000円 2円/1,000本 — —	

<sup>\*3</sup> この税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用になります。

## <参考>

〇 各 種 税 関 係 団 体

## 各種税関係団体

	全	匤	都	市	税	務	協	議	会		
〇設 立 〇目 的 〇代表幹事	全国市長	『市税務	制度の	)樹立と	こその遺	屋営に関	する相	互の円	]滑な連	絡を図る。	
〇常任幹事 〇構 成 〇事 務 局	9名 全国市長 関する協 全国市長	協議会を	もって			会の支部	『の地区	ごとに	設けら	れた都市の私	説務に

	東	北	都	市	税	務	協	議	会		
<ul><li>設目会副構事</li><li>会務</li></ul>	昭和34年 適に開催 総県庁所 東北六県 幹事会協	『市税務 『市の市 「在市の 『各市の	系行政() 「長 )市長 )税務主	管課	2図る。						

	福	島	県	都	市	税	務	協	議	会	
<ul><li>○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</li></ul>	福島市 郡山市 県内都	『市の村 『税務』 『税務』 『税務』 『市の種	目互連終 注管部長 注管部長	長 長、い E管す	こより、 わき市和 る部長、	说務主 <sup>6</sup>				を図る。	

	東北	地	方	税	務	協	議	会
立的長長問成	昭和31年1月2 年1月2 年1月2 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	税の事務 びに東北 関係〕 部(次)	.財務局	長類監理	官 房	三連絡協 関係各課 税務主管	長 名	図る。 発果庁所在地所轄税務署長 同市町村税担当課長
○事務局	では 名県の市 名県の県 部長 〔町村関係〕 名県の町 仙台国税局総	庁所在地 村会会長	地市長 長 同事		<b>主</b> 管語			三管する部を置く市は当該 三管課長の代表者

	東北地方税務協議会福島県部会
<ul><li>○設 立</li><li>○会 長</li></ul>	昭和31年6月1日 福島県副知事
□○  □○  □○  □○  □○  □○  □○  □○  □○  □○	東北地方税務協議会構成者のうち福島県及び福島県内の関係者
┃ ○事務局	福島税務署長 福島県総務部税務課

		福	島	地	X	税	務	協	議	会			
○ 設 ○ 目 ○ 構	立的成	国税及 福島 統括 福島 福島	税務署 国税調訊 果果北地市、伊達市、伊達	党の事 長並で 査 と 世方が 達市の	事務運営に がに副署長 数収)官、 張興局県系 の税務をき 旦当課長	ē、 約 酒类	総務課長 頁指導官 長並びに	、筆頭 及び総 副部長	税務広 務課長 及び税	報広聴 補佐 務担当	課長	<b>圣部門</b>	筆頭
	本	<u>/</u>	<u>~</u>		玉	税	部	会	地	方	税	部	会
○会	長 会 長	福島市		<b></b> 支	○会 長 ○事務局		福島税 福島税 総務課	務署	○会 ○事	長 8局	振卵 福島	具局県	北地方 以税部長 以北地方 以税部
〇事 和	務 局	福島税 総務課		又									

	福島地区税務関係団体協議会
〇設 立	昭和51年12月9日
〇目 的	福島地区における税務関係団体が相互信頼による緊密な連絡協調を図るとと もに、各団体の機能をより有効に発揮させ、もって各団体傘下会員の納税道 義の高揚を図る。
〇会 長	(公社)福島法人会会長
〇副 会 長	構成団体から5名
○構成	(公社)福島法人会外6団体
〇事 務 局	(公社)福島法人会

# 福島県租税教育推進協議会 ○設立昭和56年6月1日 ○目的税務及び教育関係者が協力して、児童・生徒・一般成人に対する租税教育を推進し、納税意識の高揚を図る。 ○構成福島県市長会外18団体 ○事務局福島税務署

#### 福島地区租税教育推進協議会

- 設 立 昭和58年1月21日○ 目 的 福島地区の税務及び教育関係者等が協力して、児童・生徒・一般成人に対する租税教育を推進し、納税意識の高揚を図る。○ 構 成 福島県教育庁県北教育事務所外21団体
- 事務局 福島税務署

○設

#### 福島税務署小企業者に対する記帳指導協議会

- ○目 的 それぞれの団体の職域職能に応じた総合的かつ有機的な指導体制の確立を図り、これによって小企業者に対する記帳指導の実施を適切に行う。
- 構 成 福島商工会議所外13団体

立 昭和43年5月2日

○ 事務局 福島税務署 個人課税第1部門

#### 福島税務署管内農業所得者記帳指導協議会

- 設 立 平成14年5月29日
- 目 的 農業所得者の記帳を推進し、申告納税制度の確立と農業経営の改善を図る。
- 構 成 ふくしま未来農業協同組合外7団体
- 事務局 福島税務署 個人課税部門